重　要

会員各先生

県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。

今回の支援事業は、令和８年３月１日現在「ベースアップ評価料」を届け出されている医療機関が対象となっておりますので、現時点で「ベースアップ評価料」を届け出されていない場合は、２月末までに関東信越厚生局へ届け出ください。

また、「ベースアップ評価料」は、令和８年度の診療報酬改定においてさらなる賃上げ対応の評価が検討されており、添付書類も大幅に簡素化されております。つきましては、「ベースアップ評価料」の届け出をご検討いただきますようお願いいたします。

令和８年２月２日

草加八潮医師会

会長　内藤　毅嗣

日医発第1713号（医経）（保険）
令和8年1月27日

都道府県医師会
担当理事　殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事　長島　公之
常任理事　宮川　政昭
（公印省略）

令和7年度　医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について

令和7年度補正予算による「医療・介護等支援パッケージ」については、令和7年12月5日付文書（日医発第1454号）等にてお知らせをしているところです。

今般、厚生労働省医政局長、医薬局長より、「令和7年度　医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」が発出されました。

本通知は「医療・介護等支援パッケージ」のうち、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」について、「1. 病院賃上げ支援事業」、「2. 病院物価支援事業」、「3. 診療所等賃上げ支援事業」、「4. 診療所等物価支援事業」が実施されることを示すものです。

なお、「1」及び「2」（病院）については、実施主体は国（厚生労働大臣）となります。給付金の手続きの詳細については、後日、国より直接、病院へ連絡がいくとのことですので、お待ちください。

「3」及び「4」（診療所等）については、実施主体が都道府県となります。本事業については国から都道府県に対して年度内執行に向けての要請がなされているところですが、都道府県医師会におかれましても、都道府県に対し、今年度中に給付金が支給されるよう早期執行の働きかけをお願いいたします。

その他、本事業の詳細については、添付の実施要綱をご確認ください。

「1」及び「3」の賃上げ支援事業における「賃金改善の内容」については、実施要綱上、原則として12月から5月までの間、ベースアップ等を実施することとされていますが、本会としては現実的には12月から3月分までは一時金、4月及び5月分はベースアップ等による方法（ただし書きの方法）が中心になると考えます。

また、「1」及び「3」の賃上げ支援事業については、対象施設は下記の通りとなります。

1. 病院賃上げ支援事業　令和８年２月１日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院

2. 診療所等賃上げ支援事業　**令和８年３月１日時点**でベースアップ評価料を届け出ている診療所等（※）

（※）院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のみの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る施設も対象

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知をいただくとともに、ベースアップ評価料の届出をまだされていない診療所におかれましては、令和８年２月中の届出をご検討いただきますよう、周知のご協力をお願い申し上げます。

令和８年度診療報酬改定においても、さらなる賃上げ対応の評価が検討されています。

これまでもご案内しておりますが、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のみを届け出る場合の届出添付書類は大幅に簡素化されています。令和７年度補正予算の本事業及び令和８年度診療報酬改定の対応のためにも、２月中のベースアップ評価料の届出を是非ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、日本医師会では、ベースアップ評価料の届出を行う医療機関に向け、届出書類の作成手順を解説した資料と動画をメンバーズルームに掲載しておりますので、あわせてご周知頂ければ幸いです。

（日本医師会メンバーズルーム）

https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html

以　上

【添付資料】

・令和７年度　医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について（令和８年１月26日　厚生労働省医政局長、医薬局長）

医政発 0126 第 67 号
医薬発 0126 第 1 号
令和８年１月 26 日

各　都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬局長
（公　印　省　略）

令和７年度　医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別紙

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱

１．病院賃上げ支援事業

（１）目的

本事業は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、病院（健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和７年４月１日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。本実施要綱においては以下同じ。）に対して賃上げに必要な経費として給付金を支給するとともに、これを確実な賃上げに繋げることを目的とする。

（２）実施主体

厚生労働大臣とする。

（３）本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、病院であって、令和８年２月１日時点でベースアップ評価料（※）を届け出ている病院とする。

（※）「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（４）本事業の対象者

本事業による賃上げ支援の対象者は、対象医療機関の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

① 病院長

② 対象医療機関を開設する法人の理事長、対象医療機関を運営する個人事業主

（５）給付金の支給額

賃上げに必要な経費として許可病床数（※）×84 千円を支給する。

（※）医療法第 27 条の使用許可を受けた病床数であって令和７年８月１日時点の病床数とする。ただし、令和６年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和７年度に繰り越して実施）により同年８月２日以降に削減した病床数を除くこと。本実施要綱においては以下同じ。

（6）本事業の内容

本事業は対象医療機関に（5）で算定した額を支給し、対象医療機関がこれを活用して対象職員の賃金改善を行うことを目的とする。

（7）賃金改善（※）の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和７年 12 月から令和８年５月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和８年６月１日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和７年 12 月から令和８年３月までの４ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和８年３月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は４月から５月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和８年６月１日から行うこと。

（※）令和７年度の対象職員のベースアップについて、令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して 2.0%を上回って実施している場合は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の当該 2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

（※）賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

（※）定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

（8）留意事項

① 本事業により賃金改善を行う時点から令和８年５月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和８年６月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- 事務職員
- 40 歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

（40 歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

② 補助金の返還について

ア 本事業では、賃上げに必要な経費を予め対象医療機関に補助したうえで、対象医療機関がこれを活用して令和８年３月までの間に賃金改善を実施し、６月１日からベースアップを実施したことを確認する。

具体的には、令和８年８月１日までに「賃金改善報告書」（別紙様式２）を厚生労働大臣に提出し、厚生労働大臣において（５）で算定した支給額の全部が（７）の内容に充てられていることを確認する。

イ アの確認の結果、（５）で算定した支給額の全部又は一部が（７）の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求める。

ウ 令和８年１月１日において廃院している場合（本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院であって譲受先において引き続き診療を継続している等、厚生労働大臣においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

エ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は給付金の全部の返還を求める。

③ 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局医療経営支援課と別途、協議することとする。

２．病院物価支援事業

（１）目的

本事業は、医療機関等が令和６年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、病院に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（２）実施主体

厚生労働大臣とする。

（３）本事業の内容

本事業は、病院に対して（４）で算定した給付金を支給する。

（４）給付金の支給額

本事業の支給額は、病院の許可病床数に 111 千円を乗じた額に、下表に記載する①救急に対応する病院への加算、②全身麻酔手術を行う病院への加算、③分娩を行う病院への加算（いずれも併給不可。）のいずれか高い加算額を加えた額とする。

また、①、②又は③の加算の判定に用いる「救急車の受入件数」、「全身麻酔の手術総数」又は「分娩件数」は、令和６年度病床機能報告における報告数（令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までの件数）又は令和７年度病床機能報告における報告数（令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの件数）のいずれか高い報告数を用いる。

なお、上記の加算の判定に用いた「救急車の受入件数」には、平成 20 年５月 26 日付け障発第 0526001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に定める第４条の規定に基づき、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）により指定された精神科救急医療確保事業に参画している医療施設及び身体合併症対応施設が都道府県等に報告した別紙様式１の「受診時間帯」の合計（上記の加算の判定に用いた期間と同一の期間における報告数）を加えることができる。

１　給付額	２　対象経費
111 千円に許可病床数を乗じた額に 下表の①、②又は③のいずれかの加算額を加えた額	診療に必要な経費

【①救急に対応する病院への加算】

１施設あたり	救急車の受入件数 １件以上 1,000 件未満	救急車の受入件数 1,000 件以上	救急車の受入件数 2,000 件以上
加算額	5,000 千円	15,000 千円	30,000 千円

１施設あたり	救急車の受入件数 3,000 件以上	救急車の受入件数 5,000 件以上	救急車の受入件数 7,000 件以上
加算額	90,000 千円	150,000 千円	200,000 千円

なお、都道府県の医療計画上、三次救急病院に指定されている病院については、以下の表に基づき加算する。

１施設あたり	救急車の受入件数 １件以上 1,000 件未満	救急車の受入件数 1,000 件以上	救急車の受入件数 2,000 件以上
加算額	100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円

１施設あたり	救急車の受入件数 3,000 件以上	救急車の受入件数 5,000 件以上	救急車の受入件数 7,000 件以上
加算額	100,000 千円	150,000 千円	200,000 千円

【②全身麻酔の手術を行う病院への加算】

（①のうち救急車受入件数が 3,000 件未満の病院に限る。ただし、三次救急病院は適用しない。）

１施設あたり	全身麻酔の手術総数 800 件以上 2,000 件未満	全身麻酔の手術総数 2,000 件以上
加算額	20,000 千円	80,000 千円

【③分娩を行う病院への加算】

（①のうち救急車受入件数が 3,000 件未満の病院に限る。ただし、三次救急病院は適用しない。）

１施設あたり	分娩件数に３を乗じた数 800 件以上 2,000 件未満	分娩件数に３を乗じた数 2,000 件以上
加算額	20,000 千円	80,000 千円

（5）留意事項

①　（4）に規定する加算の判定では、

ア　「病床機能報告」や「精神科救急医療体制整備事業」により対象施設から厚生労働省へ報告があった報告数と、

イ　本事業において対象施設から申請があった報告数

を比較して、一致した報告数に基づいて判定を行う。

なお、それぞれの報告数が一致しない場合はアに基づいて判定を行う。

②　給付金の支給について

ア　給付金の支給を受けようとする対象施設は厚生労働大臣に対して第１号様式による「支給申請書兼請求書」及び「病院物価支援事業申請書兼実績報告書」に厚生労働大臣が必要と認める書類を添えて申請を行う。

イ　厚生労働大臣は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

③　給付金の返還について

厚生労働大臣は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア　令和８年１月１日において廃院している場合（本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院であって譲受先において引き続き診療を継続している等、厚生労働大臣においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

イ　申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

④　本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局医療経営支援課と別途、協議することとする。

３．診療所等賃上げ支援事業

（１）目的

本事業は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、都道府県が有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーション（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和７年４月１日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。本実施要綱においては以下同じ。）に対して賃上げに必要な経費として給付金を支給するための経費を補助し、確実な賃上げに繋げることを目的とする。

（２）実施主体

都道府県とする。

（３）本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）のうち、

ア　有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは令和８年３月１日時点でベースアップ評価料（※１）を届け出ている施設

イ　薬局は令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※２）する施設

ウ　医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※２）する施設

とする。

（※１）「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※２）「賃金改善報告書」（別紙様式２）において令和８年６月１日から令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省医政局医療経営支援課（薬局については医薬局総務課）と協議の上、決定する。

（4）本事業の対象者

本事業による賃上げ支援の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

① 対象医療機関等の管理者

② 対象医療機関等を開設する法人の理事長
対象医療機関等を運営する個人事業主

③ 薬局の開設者

（5）給付金の支給額

給付金の支給額は以下のとおり算定する。

・ 有床診療所（医科・歯科）
許可病床数×72千円（※1）

（※1）使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給する。

・ 無床診療所（医科・歯科）
1施設×150千円

・ 訪問看護ステーション
1施設×228千円

・ （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局
1施設×145千円

・ （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局
1施設×105千円

・ （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局
1施設×70千円

（※2）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。以下4.（4）において同じ。

（6）本事業の内容

本事業は対象医療機関等に給付金を支給し、対象医療機関等がこれを活用して対象職員の賃金改善を行うことを目的とする。

（7）賃金改善（※）の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和７年 12 月から令和８年５月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和８年６月１日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和７年 12 月から令和８年３月までの４ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和８年３月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は４月から５月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和８年６月１日から行うこと。

（※）令和７年度の対象職員のベースアップについて、令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して 2.0％を上回って実施している場合は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の当該 2.0％を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

（※）賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

（※）定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

（8）留意事項

① 本事業により賃金改善を行う時点から令和８年５月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和８年６月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- 事務職員
- 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

② 補助金の返還について

ア 本事業では、賃上げに必要な経費を予め対象医療機関等に補助したうえで、対象医療機関等がこれを活用して令和８年３月までの間に賃金改善を実施し、６月１日からベースアップを実施したことを確認する。

具体的には、令和８年８月１日までに「賃金改善報告書」（別紙様式２）を都道府県知事に提出し、都道府県知事において（５）で算定した支給額の全部が（７）の内容に充てられていることを確認する。

イ アの確認の結果、（５）で算定した支給額の全部又は一部が（７）の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求める。

ウ 令和８年１月１日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、都道府県知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

エ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は給付金の全部の返還を求める。

③ 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局医療経営支援課（薬局については医薬局総務課）と協議の上、決定する。

４．診療所等物価支援事業

（１）目的

本事業は、医療機関等が令和６年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（２）実施主体

都道府県とする。

（３）本事業の内容

都道府県が有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局（以下「対象施設」という。）に対して（４）に定める額を支給する。

（４）給付金の支給額

・　有床診療所（医科・歯科）

使用許可病床数×13 千円（※）

（※）使用許可病床数が 13 床以下の場合は１施設×170 千円を支給する。

・　無床診療所（医科・歯科）

１施設×170 千円

・　（所属する同一グループ内の保険薬局の数として１店舗以上５店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局

１施設×85 千円

・　（所属する同一グループ内の保険薬局の数として６店舗以上 19 店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局

１施設×75 千円

・　（所属する同一グループ内の保険薬局の数として 20 店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局

１施設×50 千円

（５）留意事項

①　歯科技工所への対応について

給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

②　給付金の支給について

ア　給付金の支給を受けようとする対象施設は都道府県知事に対して都道府県知事が必要と認める書類を添えて申請を行う。

イ　都道府県知事は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

③　給付金の返還について

都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア　令和８年１月１日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、都道府県知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

イ　申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

④　本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局医療経営支援課（薬局については医薬局総務課）と協議の上、決定する。

５．医療機関等賃上げ・物価支援執行事業

（１）事業の目的

本事業は、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の各事業について、都道府県等が執行事務を行う際に生じる経費を支援することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

（２）事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市区町村とする。

（３）事業の内容

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までに生じる、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の執行に係る経費を支援する。

（４）事業の所要額

都道府県等が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

（５）留意事項

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の執行事務に係る委託費等の事務費や当該事業の執行のために雇用する非常勤職員の人件費（都道府県職員の人件費を除く。）も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。

また、本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局医療経営支援課と協議の上、決定する。

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案　5,341億円

医政局医療経営支援課（内線2640）
医薬局総務課（内線4264）

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

（交付額）　医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
[補助率10/10]

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



Ⅰ　医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
Ⅱ　国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
Ⅲ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

＜病院＞

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあっては３を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあっては、それぞれ１施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1　三次救急病院については、救急受入件数が5,000件未満の場合、上記の各区分の加算を適用せず、１億円を加算する。
5,000件以上の場合は、上記の各区分の加算額（1.5億円または２億円）とする。
※2　別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

＜有床診療所＞

1床あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

＜医科無床診療所・歯科診療所＞

1施設あたり	支援額	
	医科無床診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

＜保険薬局＞

1施設あたり	支援額（1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分）		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

＜訪問看護ＳＴ＞

1施設あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	（介護より）
合計	22.8万円